

地盤情報検定規約

一般財団法人国土地盤情報センター（以下「本センター」という。）は、地盤情報の検定を実施する際の手順および運営に関する規約を次のように定める。

第1条（検定の体制について）

本センター内部に設置する検定部門において地盤情報の検定を実施するものとする。

第2条（検定作業の内容について）

検定作業用の地盤情報に対して、的確に検定をおこなうこととする。（具体的な検定作業の内容は、「別紙」のとおり。）

また、業務における成果内容については、受発注者間で確認されていることを前提としている。したがって、検定では、成果品に記載されている調査内容や試験結果の数値等については評価対象としていない。また、掘削位置の確認については、成果品に記載されている緯度経度と添付されている位置図に関する資料の範囲で判断することとしている。

第3条（苦情等の情報の取扱い）

検定を実施した地盤情報に関し、第三者から苦情その他の情報提供があった場合、本センターは速やかに相手方に連絡すると共に必要な情報を検定部門と共有し、問題解決を図るものとする。

第4条（免責）

一般財団法人国土地盤情報センターは、検定を行った地盤情報の利用により直接・間接損害、特別損害、逸失利益などのいかなる損害を生じた場合においても、検定申込者およびその関係者に対する賠償責任を負わない。

以上

検定作業の内容について

乙が行う検定作業の内容は、以下とする。

成果品	検定内容
ボーリング柱状図	ボーリング数量の確認 該当資格者名及び登録番号の確認 標題情報（調査名、発注機関など）の確認 緯度経度、座標系の確認 岩種・土質区分、記事、試験結果などボーリング柱状図の確認
土質試験結果一覧表	土質試験結果の試験数量の確認 標題情報（調査名、発注機関など）の確認 土質試験結果の確認